

看護研究における倫理を再考する

ここ 10 年来、看護研究を計画・実施する際に、研究協力者に対する倫理的配慮がなされているかどうか厳しく問われるようになった。日本看護協会では「看護研究における倫理指針」を出し、諸機関では研究倫理委員会が開催されている。また、各学会では、倫理的配慮が十分であるかどうかを査読基準として明文化するようになったため、研究機関に所属する看護研究者のみならず、臨床で研究を行なう看護者たちも「研究倫理」に対して極めて敏感になっている。

このような流れの中、日本看護科学学会では、1994 (平成 6) 年から看護学研究における倫理的課題について先駆的に取り組んできた。看護倫理検討委員会 (第 7 期) では、「看護学研究における倫理審査体制に関するガイドライン」(http://plaza.umin.ac.jp/~jans/naiyo/pdf/2005_workshop.pdf) を作成し、審査体制の標準的なあり方を示している。

今後取り組むべきことは、審査プロセスと審査結果の妥当性に関する議論である。倫理審査の体制づくりは一段落しつつあるが、審査委員の選考方法、審査対象になる研究、審査手順、審査の視点など、諸機関によって千差万別な審査のプロセスにはあまり目を向けられていない。

また、最近特にマスコミをにぎわせている研究者による不正問題についても、看護学においては目立って取り上げられていない。その理由として、研究協力者を擁護することを基本とする「研究倫理」とは別枠で捉えられており審査対象になっていないことや、看護研究者の間で実際にそのような問題が生じていないことなどが挙げられる。しかし、研究者自身のモラルや研究に臨む姿勢・作法が、研究の倫理性に関係しないわけではない。また、看護研究者による不正問題が公になっていないからといって、本当に不正がないとは言いきれない。

このような状況を予断のならない事態と認識し、2006 (平成 18) 年 12 月、日本看護科学学会看護倫理検討委員会 (第 8 期) は、「成果主義の時代に、今、改めて研究の倫理を考える」と題した交流集会を実施した。その後、学会ホームページにおいて「看護研究上のモラルに関する提言」(http://plaza.umin.ac.jp/~jans/naiyo/pdf/2007_0626.pdf) を掲載している。

学問は、社会現象を解明し社会を発展させる力をもつ。それだけに、研究者には研究上の倫理課題に対して厳しい姿勢で向き合うことが求められる。今回の特集企画は、看護研究上の倫理的な課題について再考し、多角的な視点で議論することを狙いとしている。そのため、研究倫理審査体制のあり方のみならず、審査内容の妥当性にも踏み込み、研究者のミスコンダクトに関する問題にも触れる。読者の皆さんが、この企画を通して研究が社会に及ぼす影響力を再確認し、看護研究者としてのあるべき姿を今一度見据え、看護研究のさらなる質向上につなげてもらえれば幸いである。

(企画: 勝原裕美子 聖隷浜松病院副院長・総看護部長,
第 8 期日本看護科学学会看護倫理検討委員会担当理事)